

議案第 22 号

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成 18 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成 18 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

第二小学校区放課後児童クラブ施設	松阪市垣鼻町 633 番地 第二小学校内
伊勢寺小学校区放課後児童クラブ施設	松阪市伊勢寺町 26 番地 伊勢寺小学校内

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。